

## 6 取引相場のない株式等の評価の改正（会社類型の整備に伴う改正）

会社法の施行により、会社の類型が整備されたことに伴い、「合名会社等」を「持分会社」に改正した。

（評基通 194 関係＝改正）

### 1 従来 of 取扱い

合名会社、合資会社及び有限会社に対する出資の価額は、取引相場のない株式に関する評価方法を準用して評価することとしていた。

### 2 通達改正の概要

会社法においては、有限会社は新規設立ができなくなるとともに、既存の有限会社については「株式会社」として存続するものとされた（整備法 2）。

また、合名会社と合資会社に加えて、新たに合同会社が創設され、これら 3 つの種類の会社をまとめて「持分会社」という 1 つの類型に整理された。

これに伴い、取引相場のない株式に関する評価方法を準用して評価するものを総称して「持分会社」と定義した。

（注）上記のとおり、既存の有限会社は「株式会社」として存続することとされたことから、旧有限会社の出資については、株式に該当することとなる。

（参考）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抜粋）

**第一条** 次に掲げる法律は、廃止する。

一、二 （省 略）

三 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）

四～九 （省 略）

**第二条** 前条第三号の規定による廃止前の有限会社法（以下「旧有限会社法」という。）の規定による有限会社であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「旧有限会社」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、この節の定めるところにより、会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定による株式会社として存続するものとする。

2 前項の場合においては、旧有限会社の定款、社員、持分及び出資一口を、それぞれ同項の規定により存続する株式会社の定款、株主、株式及び一株とみなす。

3 第一項の規定により存続する株式会社の施行日における発行可能株式総数及び発行済株式の総数は、同項の旧有限会社の資本の総額を当該旧有限会社の出資一口の金額で除して得た数とする。